

平 群 町 議 会
総 務 建 設 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和 4 年 3 月 4 日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 (開 議)	3 月 4 日 午 前 1 0 時 1 分 宣 告	
出 席 委 員	馬 本 隆 夫 長 良 俊 一 森 田 勝	井 戸 太 郎 稲 月 敏 子 山 田 仁 樹
欠 席 委 員	な し	
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 住 民 生 活 課 主 幹	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 川 西 貴 通 大 浦 孝 夫 木 崎 広 親
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世
付 託 事 件	議案第 2 号 平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理 に関する条例の制定について	
会 議 録 署 名 委 員 の 氏 名	委員長は、会議録署名委員に次の 2 名を指名した。 長 良 俊 一 稲 月 敏 子	

開 会 (午前10時01分)

○委員長 (馬本隆夫)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願い申し上げます。町長。

○町 長

皆さん、改めましておはようございます。委員の皆さん方にはお忙しい中、総務建設委員会に出席いただき本当にありがとうございます。

本日の案件につきましては、本定例会で付託をされました議案第2号 平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定についてであります。委員の皆様方には慎重審議いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 (馬本隆夫)

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○委員長 (馬本隆夫)

最初に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員には長良委員、稲月委員を指名いたします。今委員会はよろしくようお願い申し上げます。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号 平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定についての1件であります。

それでは、議案第2号 平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、説明は省略をさせていただきます。

初めに、本日、机置きしてあります資料の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

失礼いたします。本日、各委員の皆様方の机のほうに置かせていただいております資料につきまして御説明を申し上げます。

まず一つ目でございますが、本会議におきまして条例施行規則に誤りがあったということでございます。内容といたしましては、条例施行規則の第3条第2項の文中でございますが、条例第5条のただし書というところの条数の誤りがございまして、条数第7条のただし書ということで、修正をさせていただきます。

ましたので、本日、机に置かせていただいている施行規則と差し替えのほう、よろしく願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、これも本日、机置きさせていただいている資料でございますが、この条例制定に当たりまして、本年1月24日から2月14日までの間、パブリックコメントの募集をさせていただきました。それに伴います御意見を頂きました住民の皆様方からの御意見に対しての本町の考え方、また回答等につきまして、取りまとめをさせていただきましたので、詳細については後ほど主幹のほうで御説明申し上げますが、机置きのほうをさせていただきます。

なお、このパブリックコメントの回答につきましては、昨日より平群町のホームページにおきまして掲載をしておりますので、その旨併せて御報告を申し上げます。

それでは、パブリックコメントの集約につきまして、主幹のほうで御説明を申し上げます。

○委員長（馬本隆夫）

住民生活課木崎主幹。

○住民生活課主幹（木崎広親）

失礼します。それでは、私のほうからですね、机置きさせていただきます平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）に対する意見募集に対する本町の考え、回答についてを説明させていただきます。

頂戴した意見については、以下のとおり1から27まででございます。意見として27個あります。たくさん頂いておりますけども、その中で主なものを幾つか紹介させていただきます。

まず、一つ目の意見として、土砂崩れなどの災害の発生原因となり得ることが想定される場合は、工事の差止めを命令できるようにするべきではないかという意見に対しまして、町の回答ですが、本条例では必要に応じて報告の提出や立入検査を実施し、是正の勧告、または工事の停止や原状復旧を命令できると想定をしております。

また、三つ目にあります意見として、災害発生に対しての補償案を提出、了承を受けなければならないと規定すべきではと、そのもう一つ下の四つ目の保守管理計画と復旧に対しての整備案を提示し、そのための積立て案を提示し、了承を受けることとすべきではないかという意見に対しましては、災害の規模によって内容が変化しますので、補償案の提出は困難であると考えます。ただし、申請の際には設置工事の費用、設備の撤去や復旧費用も含めた資力があるか根拠資料を提出させて審査をしますという回答をしております。

五つ目にあります意見としまして、抑制区域に森林法に規定する国有林及び

民有林の区域を追加すべきではないかという意見に対しまして、本条例施行規則に民有林の追加を反映させていただいております。

七つ目にあります意見であります。切土、盛土及び山林伐採や地形変更を伴う開発は禁止すべきではないかという意見ですが、こちらについては他法令での審査対象となり、それらの審査基準を満たした計画を本条例で規制をかけることは困難であると考えます。

続きまして、10個目にあります意見でありますけれども、事業完了届が提出されたときは、町による検査を実施すべきという御意見でございます。こちらに対して、技術的な検査は他法令で規定されており、本条例での検査が必要とは考えております。しかし、本条例で報告徴収や立入検査は可能ですので、必要であれば実施をいたします。

続きまして、12個目の御意見でございますけれども、発電事業を終了した後の事業区域の管理期間を設定し、管理にかかる費用を負担するよう規定すべきではないかという意見と、15個目の意見であります事業者が倒産した場合の撤去費用はどうかという御意見、それとあわせて、21個目にあります事業撤退後の調整池の管理費用の徴収という御意見でございます。これはどちらの場合であってもですね、そのときの土地所有者に管理責任があり、対応することとなりますので、本条例で規定することは考えておりません。

続きまして、17個目の御意見でございます。産廃が認められた場合の撤去についてはという御意見でございます。第一には行為者が撤去について実施するものであると考えております。また、行為者が特定できない場合などは、事業実施者または土地所有者ということになります。

20個目の御意見でございます。撤去費用を行政または公立法人などが徴収しておくようにすべきではという御意見でございます。本年7月1日より、こちらは法律により売電利益により撤去費用の積立金を徴収する制度、これが始まるということでございます。

24個目の御意見でございます。送電線のルートについては、関係自治会・住民に説明し、同意を得なければならないという御意見でございます。こちらについてはですね、住民の理解を得るべきものと考えますので、本条例施行規則により、必要があれば関係住民への十分な説明と理解を得るよう事業者に求めます。

以上、簡単ではございますが、パブリックコメントの御説明とさせていただきます。

○委員長（馬本隆夫）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。森田委員。

○委員（森田 勝）

懇切丁寧に説明をありがとうございます。2点ほど質問があるんですけども、先般、美作市で太陽光発電に課税をするという、そういうことを新聞報道があったわけですね。キロ当たり何ぼでしたか、ちょっと忘れましたが、10円だったと思うんですけども。これは総務省、総務大臣の認可を受けないと課税できないという目的税だと思うんですけども、将来的にそれを美作がそういうことになったときに、平群町として何かを取り組まれるんでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

森田委員の御質問にお答えをさせていただきます。

美作市のほうで、ちょっと全国的にも先進的というか、珍しい取組ということで、内容の詳細につきましては、習熟にまでは至っておりませんが、マスコミの報道等に出ているような内容につきましては確認をしておるところでございます。本当に先進的な取組かなと考えております。平群町の場合というか、これは税制全般の話かなと思うんですけども、今回、太陽光発電の施設ができるということになりましたら、いわゆる地方税に基づきます償却資産の課税というのが、当然出てくるところでございます。それと合わせての一定の目的税ということでございますので、その辺はいわゆる二重課税とかいろんな問題というのは、当然先進地ですのでいろいろ検討されてるかなと思うんですけども、それも一つの考え方ということで、参考にはしてまいりたいというふうに思っております。平群町は財政が非常に厳しい中がございますので、少しでも税収の確保という部分については、一つの考え方ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

ありがとうございます。先ほど部長からお話がありましたように、平群町は財政が厳しいです。ただ、目的税ですので、運用が大変難しいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も十分御検討をお願いいたします。

それともう一つですね、全協のときでも申し上げましたように、町条例は罰則規定がない。といいますのは、私は大阪府の建設工事紛争審査会の委員を数年務めたわけなんですね。これは工事でトラブルったときのあっせん・調停・仲介をする機関なんですけども、会社がですね、廃業とか倒産をすると、そこで全部クリアになると。審査会も開かれない。そういうことから、私はこの条例

がですね、今回は無理としても、何かやはり罰則の規定を設けないと、何とかこういう条例をつくったところで、法人と個人は別人格なんですよね。そこでもう全部個人に責任はいかないということになりますので、副町長は詳しいと思いますので、今回それが駄目であっても、運用する中でちょっと御検討いただけないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、森田委員の御質問にお答えをさせていただきます。

この条例を制定するに当たりまして、今、委員のほうからお述べいただきました罰則規定につきましても、全く検討しなかったわけではございません。既に平群町でもございます土砂条例につきましても、一定の罰則規定というのが設けられているわけでございますので、その辺の整合性という部分も含めて検討したところでございます。ただ今回、条例制定につきましても、なるべく早期にこの条例制定をしたいというふうな行政としての思いもございました。罰則規定の設定ということになりましたら、その罰則の内容というのが、この条例に照らし合わせて、どの程度の罰則が必要なのかというところで、かなり檢察との協議も長い時間必要になってまいりますので、そういったところも含めて、今回はというような思いがまず一つございました。

それともう一つについては、条例の中身の部分で、この条例に違反された場合、行政としての立入検査から始まって、勧告・命令・公表ということで、一定の手続を迫るというふうなことになってございます。太陽光の事業につきましては、まず特に大規模なものっていうところでは、この条例以外でも様々な法律の認可であるとか許可であるとかを取っていく。また、太陽光本体につきましても、経産省の事業計画の認定というふうな一定のハードルもございません。そこで平群町でこういうふうな行為をやっていると、ほんで平群町の勧告を無視した上でやってるというようなことは公表の対象になりますので、また国、県への通報というの、条例の中で明記しておりますので、そういったことによって一定の抑止力になるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

御検討をぜひともお願いしたいと思うんですね。今、部長がおっしゃってるのは、善意の方のお話やと思うんですね。善意の方がそうしてくれるというこ

とだと思っんですけども、悪意があつた場合、こんなクリアになってしまうわけですから。法人がなくなれば、もう個人の責任はなくなるわけですね。同様のことがほかの事案でもあるわけですので、ぜひとも次回の改正されるときは、そういう罰則規定を盛り込んでいただきたい。これはお願いを申し上げておきます。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございせんか。長良委員。

○委員（長良俊一）

今回の条例制定につきまして、二、三質問させていただきたいと思います。本来12月議会に上程する予定でしたものを、この3月議会に延びました。平群町のこの太陽光は、町民の方々がこういう山の手でやるもんで、いろんなことを考えながら、やっぱり安心安全で暮らせるように、そういった観点から全員協議会の中で1回いろんなことを見て、12月を超えて3月にもう1回練り直して上程されたと、そういう経緯があつたと思います。僕は町民の方々のためを思い、町行政としてね、いろんな形であらゆる角度から考えての、今回、平群町の条例やと思つてます。僕はずっと大分昔の話を蒸し返して申し訳ないんですけども、この平群町の条例は間違つてるかもわかりませんが、布団たたきのときの迷惑条例しかり、この地域に合つた、地域の方々の意見を中心に考えて、練りに練つた最初の条例やと、太陽光についてはそう思つてます。この前、全員協議会で御説明いただいた奈良県下における設備の条例の規制の中でね、平群町が一番重きを置いてるのは、ほかの市町村では届出ばかりだけでも、うちの町は許可制やと。一步も二歩も踏み込んで、町長を筆頭に何もかも審査するんだと、そういう許可制をひいた。また、この前も国会審議の中で、高市早苗政務調査会長が質問してましたけど、住民同意、環境アセス、やはりこの地域の方々がなるほどなと思つてもらえるような形をずうっとしていくべきやと、そういう形で発信、発言してらっしゃいました。僕はそれに対して一番聞きたいのは、森田委員やないけど罰則がないとか、1回目なんで障害を越えていかないといけないハードルはいっぱいあると思っんですけれども、次にまた改正するに当たつても、住民同意、いろんな時代が変わっていく中でも真摯にね、やはり透明化する、そういう条例制定を続けていつてやつてほしいと思っます。それに当たつて一番聞きたいのは、今回3月議会ですけれども、6月、9月はずうっとメガソーラーに対して、我々議会は審議させていただいた中で、先ほど主幹が御説明していただいた、このホームページの、今インターネットの時代ですので、我々の条例をアップし、皆様方、町民の方々がアクセスして見てくれはつたと。その中で、貴重な御意見、16名の方々に出してい

ただいた。それに対して、昨日からですか、閲覧するような形で、町はお答えさせていただいてると思うんですけども、なかなか読んでも、ああそうなんかと思いはるけれども、こうやって踏み込んで一生懸命発信してくれる町民の方々、それ以外の方々、16名いらっしゃるんだと思うんですけど、このホームページを閲覧していただいた町民、それ以外の方々っていうのはどれぐらいいるものか、お聞かせ願えますか。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

長良委員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の中でもお述べいただきましたように、今回の条例につきましては、確かに我々は市町村の職員でございますので、何か技術的な基準をもってこの条例を定めたところではなく、ある意味、太陽光発電を設置するがための一つの理念的なもの、また平群町としての考え方をお示しさせていただいたものかなというふうな思いを持っております。その中でも住民同意という部分につきましては、今回の太陽光のことも踏まえて一定の時期には、一定の時期と申しますのは、今回の条例では事前協議が終わった後ではなくということで、一部議会からの御意見も頂戴した中で、住民の方への説明というのは事前協議がスタートした段階で速やかにというふうな文言になってございますので、住民の方への説明責任というのは事業者として持っていたきたいというふうな思いは強く持っております。

御質問にございましたパブリックコメントで御意見いただいた方、先ほど16名の方から御意見を頂戴したということでございます。昨日よりホームページのほうでアップしております。ホームページのことですので、どういう方で何件アクセスがあったかっていうカウントにつきましては、何と申しますか、ホームページの技術的なことと申しますか、どんだけこのページに対してアップしたかというのはちょっと1回、カウントできるのかどうか、ちょっと情報政策の担当とも確認をしながら、その辺のアクセス数については注視をしてみたいと考えております。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

長良委員。

○委員（長良俊一）

時代が変わりましてね、やっぱりスマホやいろんなことでばっと写真を撮ったり、今のリアルタイムの状況をね、皆さん注視していらっしゃると思う。僕

はなぜそんな言い方をするかというたら、全然話がそれてしまうって言われるかもわかりませんが、やはり町の発信元はホームページでありね、リアルタイムにどんだん町民の方々のほうに目を向いて一生懸命やってるんだと。町もね、発信すべきだと思うんです。それに対して分析してもらい、町外の方々も、本当は一番中心になる肝は町民の方々ですけども、よそのバランスを考えて、ここに住んでよかったなど、しっかり町行政はやってくれているなと思ってもらえるためにも、やはり情報分析をしっかりしていただいてね、安心していただけるように、この条例制定がスムーズに進みましてね、7月1日施行で発信するんだと思うんですけども、今までの既存のこともまた考えながら、今からなんでっていうわけにはいかんのですよ、正直な話。それも今までと同じ継続していただいてね、住民福祉部長を筆頭に、また事業部長、総務部長も、皆さんを筆頭に、縦と横のつながりをつくりながら、しっかり注視してね、皆さん生活できますように、しっかりした形でつなげてやってください。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（馬本隆夫）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

この条例案をお示しをしていただいて、何度かにわたって議会のほうでも議論をする機会をつくっていただいたことについては本当によかったなというふうには思っております。それと住民の皆さんの御意見をぜひにという、そして、私は専門家の意見をぜひ聞いてほしいというようなことも言わせてもらったかと思うんですけども、それに近いような人たちも含めてね、パブリックコメントという形ではありましたけれども、意見を聞いていこうというね、姿勢になっていただいて、このようにまとめていただいたということについては一定の評価をさせていただきたいというふうには思っております。ただですね、なかなかね、パブリックコメントっていうのにはなじみにくいという、それとやっぱりハードルが結構高いんですよ、一住民にとっては。もっとうちが物言いが申せるといふような目安箱みたいな形でね、簡単にやれるとか自分の口で言えるといふようなことが簡単にできるようなことっていうのも含めてね、もっともっと意見を聞いていくということが今後の町政には必要かというふうには思っています。ホームページでパブリックコメントをやっていますよって募集すれば、それで全て住民の意見を聞いたんやでっていうふうにも思ってもらったら、これは間違いかなというふうにも思っておりますので、その辺、今後も御配慮いただいて、実施をしていただきたいなっていうふうには思っております。

先日の全員協議会の2月18日の協議会時点でも、私たち議員の意見、私や山口議員の意見なんかもね、2点入れていただいてね、文言の変更もされたということではね、非常によかったというふうに思っています。特に先ほども部長のほうからもおっしゃいました、事前協議の開始前に業者が当該地域住民、それから周辺地域住民に説明会を開催をするというね、非常に大事なことやというふうに思っております。今回、櫛原の地域でのこれだけ大きな問題になり、もう大変な事態に陥ってしまった、その根本っていうのはね、やっぱり情報が遅かった。そこの櫛原大字には説明会をしたかもしれないですけど、それ以外のところは一切知らなかったというね、そういう問題があったからこんだけの問題になったというふうに思います。それと、ローズタウンにしてもね、もう本当に草刈りの工事の一部分が、事前工事が始まってから住民は知ったと。そしたらもう既に、そのときには県にも、まだ許可はされてなかったけども、申請は出してはったというような時点で住民に知らされるということがこの間起こってきたわけですね。そこを踏まえて事前という、開始をすぐに申請前にということ、説明会の実施が明記されたということはね、非常に大事なことであったというふうに思っております。

それでですね、あとちょっと疑問点というか、なかなか納得できないところもあります。今、取りあえず早くこの条例をつくりたいという当局、担当課の思い、それから町長の思いっていうのかな、その辺は私もそうやというふうに思うんです。早く、とにかくできるだけいいものを早くつくっていくということをね、急がれたということについては、それはそれで意義があるというふうに思っておりますので、今後いろんな問題、まだまだ私たちがおかしい、これはやっぱりきちっと条例に書くべきやというような問題がね、今も多々意見としても出てますしね。また全国でも非常に今大きな問題になってる、御存じのところやと思うんですけども、あるわけで、その辺がもっとよりよい条例をお持ちになる自治体も増えてくるかっていうふうなことを思いますし、いろんなことを考えて、そういうところで、条例っていうのは議会の審議も経て改定をしていくということは可能なわけでね、幾らでも変えていけますし、よりよくなる、住民が本当にこの町に住んでよかったと思える、そういう住環境や景観、自然保護、それから防災の観点からも十分な備えをつくっていく、そのような条例にしていくということが必要となってくると思いますので、その辺については手際よく改定をするような段取りっていうのはやっていかないかというふうに思いますので、その辺はよろしく願いをしておきたいなというふうに思っております。

それでですね、なかなか私もどうかなというふうなところで思っていること

についてちょっと触れさせてもらいます。禁止区域ですかね、それと抑制地域との意味合いのところ辺が非常に曖昧なところかなというふうに思っておりますので、そこはもうちょっと分かりよいものにしていかないかなというふうに思っておりますので、ちょっと指摘したいなと思っております。

この地図をね、抑制区域、禁止区域ということで、色を塗っていただいた地図なんかも添付をしていただいたわけなんですけれども、ほとんどのところが、平群町については抑制区域に当たるということに結果なったのでしょうか。何か塗ったら、こんななったというふうに一番最初におっしゃったんで、そうなったというふうに思うんですけどもね。ほんで白いところが何か所か残されると。その白い地域ですね、抑制もしない、禁止もしない、この条例に基づいて申請をしていただいて、その結果、あまり問題なくつくってもいいですよという地域が何ぼかあるというふうに白抜きで示されてるんですけども、この白い地域の真隣というか、境界線上にね、赤い線が引いてあるというようところが若干あるんですよ。これってどういうことなんていうのが私にはよく分かんないんですよ。赤の地域が境界線、ほんまに線上にあるんでね、こんな赤いことというのは禁止区域なわけでしょう。禁止区域と別に何も無いよというね、無害の地域っていうんか、何か分からないですけど、何の抑制もないような地域とがね、ほぼ混在してるんちゃうんかって。そんなことって矛盾してるんちゃいますかっていうのが一つ疑問なんですよね。これって、1か所、この線上にあるのはね、赤い線が、これ、下垣内の辺りじゃないかなっていうふうに思うんですけどね。中央公園の東側の下辺り、ちょっと坂になってるところありますよね、山になってるところ。あっこの辺りのことなんかな、よく分かんないんですけども、ちょうど竜田川沿いにあるような感じなんでね。その辺の矛盾がね、非常に感じられて、ここちょっとね、もうこんな地図を出すのをやめといたほうがええんちゃうかと、誤解を招くんじゃないかなというのが一つ思っています。

あと、国定公園の地域もその抑制区域に含まれるということでね、これはこの前の……。

発言する者あり

○委員（稲月敏子）

ということで、取りあえずまた後でやりますけども、とにかくその白い地域と赤い地域が混在してるという点とか、ちょっとお答えいただけますか。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

稲月委員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、御質問の中の前段のほうでパブリックコメントについてということで、御意見を頂戴いたしました。パブリックコメントにつきましては、ホームページ並びに住民生活課の窓口等で行っておったところでございます。この間ホームページだけではなく、住民の方から直接お電話を頂戴したりとか、いろいろな御意見も頂いておるところでございます。主なものということで、今日は委員会でございますので、申し上げさせていただきますたら、少しパブコメの期間が短かったのではないかとか、そういう御意見も確かに頂いたところではございます。ただ、先ほど申し上げましたように、また委員も御質問の中でお述べいただいていたように、なるべく早い時期にこの条例の制定を目指したいということもございましたので、そういった期間の中でのパブリックコメントの期間設定ということで、不十分であったかもわかりませんが、御理解のほうを賜りたいなというふうに考えております。

あと、事前協議という部分で、委員のほうの御質問にもございましたように、住民の方への情報の早い時期での開示という部分では、今回、明確に事前協議制というのをしかさせていただきますので、行政が把握した情報を住民の方にもお伝えできる、また事業者もそれを説明をすべきやというふうな義務的要件も設けておりますので、そういった形での今後対応となろうかというふうに思っております。

3点目の何もないエリアと禁止区域の隣接しているところでございますが、赤色で塗らせていただきました禁止区域につきましては、砂防であったりとか保安林であったりとかいったような規制でございます。ほんで、どちらかといいましたら、保安林であったり、砂防区域というのは広く面的にというのもあるんですけども、場所によりましてはかなり点的にというか、ぽんぽんとポイント的に指定される区域もございますので、結果として規制区域の中でそういうふうな地区と、全く法律上の規制がかからない地区とがたまたま隣接をしたのかなというふうなところがございます。これはあくまで土地利用のことでございますので、結果としてそうなったというふうなところで我々も理解はしておるところでございます。

○委員長（馬本隆夫）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

ありがとうございます。この地図については出すんですか。その条例のとこ

ろに添付をするというような状況になるんですかね。正式に条例制定をしたとき。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

稲月委員の御質問にお答えをさせていただきます。

この地図につきましては、一定私どものほうも一つの何といいますか、これから条例の審議をいただくに当たって参考としてお作りさせていただいたものでございます。仮にこの条例が施行された後に、事業者がこの平群町においても事業をやりたいということになった場合、この色塗りの部分については、今12の法律というふうに言わせていただきますけども、12の法律に基づくところでございますので、そこについてはそれぞれ事業者のほうがもう少しそれぞれの土地に対しての土地の規制というのを当然精査するものであると思えますので、そこでの一つの審査というふうに思っております。ただ、ちょっと地図上は、できたら1枚のもので何かまとめたいなという思いがあったんですけども、ちょっと取り急ぎのことでしたんで、できなかったというところはあるんですが、今のところ、条例案とか紙ベースでの条例の中で、この地図を明記するということは考えておりません。ただ、条例の文言上、これだけの規制がかかってるということは明らかでございますので、そこは当然申請があった時期には指導してまいるというところでございます。

○委員長（馬本隆夫）

ほかに。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

何とか理解をしたところですが。しかしながら、その抑制地域の点については、今後ね、もうちょっと精査をしていけるよう検討が必要だというふうに意見としては言わせといてもらいます。

あと、いろいろ問題が起こってくるのではないかなというようなことはね、考えられるわけですね、この抑制地域の中でもね。私、この前に指摘をさせてもらってる国定公園については、禁止区域に含めたほうがよりよいというふうには言いました。その原因っていうのは、なぜそういう発言をしたかというのではね、国定公園の地域っていうのは本当にスカイラインの辺りっていうのには、今現在、休耕田になってるところっていうのが結構あるんですよ。もう農地として開かれてる。特に福貴畑や久安寺ですね、この辺りなんかは結構森林は伐採されて、今から伐採せなあかんというような土地じゃなくて、もう既に伐採がされてて、そして道路も農業ができるような、何トン車か私もあんまり分

かんないですけど、結構なトラックも進入できるような道路がついてるわけですよ。だから、幾らでもソーラーの設置をしようと思ったら工事ができるような状態に今はなってるんじゃないかなというふうに、何度か見に行ってるんです。そうしてまたね、そういうスカイラインのほん側の休耕田のところにもね、県のほうの摘発もされてるみたいですけども、産業廃棄物を埋め立ててる。ある程度の撤去をしたとかね、そういう現在進行形のところもあるわけですけども、幾つかのそういう地点があるというのをいろんな方から、直接関わってはる方から聞いてますし、私自身も見に行ってます。ていうようなことがね、あるんですよ、実際。そういうところにソーラーをつけたいというふうに思っている業者の方やら地権者の方もいてはんのちゃうのかなと。だから、それを抑制地にしたんかなとかね、いろいろ私なりの考えの中ではそういうのもあるんですけどね。でも、そういうところに本当にメガソーラーと思われるよう、この条例で規定される1,000平米ですか。1,000以上のソーラー設置をしようというような計画があって、ここは抑制地域ですよということになっても、それは可能やということですよ、禁止ではないんで。条件を整えば、法的に何の問題もなければ可能になってくるということになった場合ね、そこで、住民の意見を聞かれる住民説明会なんかで言えば、山間地の大字だけが対象になってくるわけでね、その隣の大字やというても結局、山間地、久安寺、それから鳴川、櫛原、福貴畑、信貴畑、信貴山というような大字のみが関係をしてくと。下の地域なんかは、何の関係もないということになってしまうわけですよ。けども、国定公園である限り、やっぱり利用する、景勝地としてね、その辺り、山間にはいろいろ出かける可能性もいっぱいあるわけですよ、平群の大事な国定公園を醜くしていくというようなことがね、それが壊れていくんじゃないかと、そういう心配もしてるんです、この抑制区域の指定についてはね。それと、このパブリック……。

発言する者あり

○委員長（馬本隆夫）

ちょっと、それはいろんな質問をしていただいたら結構なんですけども、簡単明瞭に。質問はね、国定公園についての規制はどうなってんねと。平群町はどういうお考えを持ってんのと、それだけを言うていただいて、その次にまたいろんなことが出てきたらいろんなお話をさせていただくのが流れとして、そういう流れが一番、傍聴されてる方もね、委員さんも分かりやすいと思いますので、国定公園について抑制区域にしたらどうやというお考えをお持ちですかっ

て。稲月委員がお持ちですかって。

○委員（稲月敏子）

御指摘いただきまして、委員長からも適切な御指導を頂きましたので、ここでまず取りあえず国定公園の考え方についてお伺いします。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、稲月委員の御質問にお答えさせていただきます。

国定公園のエリアという部分でございますが、当然規則の中でも、自然公園法というのが一つの上位法がございますので、そこに該当する国定公園につきましては、抑制区域の一つであるというふうになってございます。ただ、先ほどおっしゃっていただきましたように、禁止区域ではございませんので、抑制区域の中の国定公園であっても、自然公園法に基づく許可といえますか、設置等のそちらの法律による設置等に対して問題がなければ、このうちの条例対象ということになりますので、条例上の規定を守っていただいて、設置が可能なエリアというふうになります。それはあくまで、抑制区域でございますので、法律の規定に基づく一定の縛りを持った上での申請並びに許可というふうな形での対応ということで考えております。

○委員長（馬本隆夫）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

ありがとうございます。

○委員長（馬本隆夫）

簡単明瞭に質問してください。

○委員（稲月敏子）

はい。その辺では、言ってはることは分かります。今後も検討していただきたいし、これからまたいろいろ起こってくると思うんで、検討課題にはしてほしいなというふうに思います。

それとですね、先ほどパブリックコメントのまとめ、町の回答も含めて提出をしていただいたところでもありますけれども、もうちょっとね、早く本会議が開始される前にね、この意見をどれだけ加味をしていくかっていうのもあるんでね、すごい頑張ってくれはったというふうに思うんです、忙しい中ね。でも、時期的には遅かったのかなというふうなことも思います。

ちょっとこのコメントと回答されてる中身のところで少し質問させていただきたいんですけれども、一つは13番の水質汚濁の問題ですね。農薬を禁止、

特に農薬の中で、除草剤の使用を禁止するよう規定すべきではないかというコメントがされています。その後、回答の中と、それと一昨日の本会議の中でも山口議員のほうから質問をしていますけれども、水質検査については指示をすることは可能やというふうに書いてくださっているので、それは定期的にやるべきやというふうに思いますし、除草剤の使用、除草剤については行政のほうは、一般的に認可をされている製品については合法的に使用されることを規制するということは困難やというふうにおっしゃってます。これ以前に私も、これに関連した、ほかのところで質問させてもらったときにもこのような回答をされてるわけですけれども、合法的になっていても非常に危険なものが現在あるんですよね。だから、その辺も含めてね、きちっとした対応を再度検討していただくということにはならないものかというふうに思っています。その辺ではいかがですか。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

稲月委員の御質問にお答えさせていただきます。

このパブリックコメントの中でも御意見を頂戴いたしました管理上の、施設を管理するための除草剤の散布というところでございます。除草剤につきましては、一定どういうものかということで回答させていただいたわけですが、国というか、法律といったほうがいいのか、規制の中でこういうものなら安全ですよということで安全性の承認を取られた製品ということで、それをちゃんとそこに明記された分量で希釈をされて、一定の決まった回数をまかれる分につきましてはそういった規定を遵守されて、使用される分につきましては一方的にそれを使うのは駄目ですよというのはなかなか言い難いところもございます。ただ、それがかなり頻繁に使われるとか、その除草剤をもって一つの管理にされるということでありましたら、今回の条例の中で、町長が許可内容の中で許可を与えるに当たって条件を付することができるという文言がございますので、例えば農薬の散布履歴みたいなものを定期的に提出をするとかいうふうな、いわゆるトレーサビリティと言われていたようなことも、それは当然考えられると思いますので、そういった状況に応じた形での指導というのは可能なのかなというふうに理解をしております。

○委員長（馬本隆夫）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

それでは、そのように取りあえずですね、散布履歴などの提出、それから水

質検査の必要っていうかな、やっていく、行政としてもそのことを義務づけるというようなことも含めて、必要に応じてやっていただくということで、ぜひ実施をしていただきたいなというふうに思います。

また、後で。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。山田委員。

○委員（山田仁樹）

今回、この条例を制定されたことをまずもって評価をしたいと思います。これまで本町は許認可権を持っておりませんので、県に委ねるといいますか、県にお願いをする、県に意見を申し上げることはできますが、許可を出す、許可を出さない、その判断をなかなかできないところでございました。今回この条例を制定することによってですね、ある一定大きな抑止力になっていくのだろうなど。櫛原の今回のメガソーラーの件から見ますとですね、その事案についてはこの条例は適用されませんが、住民の同意を取るということが一番大きなハードルになってくる。そういう意味で、大きな抑止力が働いていくのであろうなということで評価をさせていただくわけですが、これまでの質問の中でもいろいろありましたけども、何点か確認をしたいなと思います。どうも分かったような分からないような部分がある。

まず事業の禁止区域、抑制区域、それと何もかかっていない白塗りの区域。禁止区域はもちろん事業ができないという区域は理解できます。抑制区域と白塗りの区域、この違いが要は何なのかということなんですが、抑制区域というのは上位法もかかっているよと。そのために、その事業を展開するに当たっては平群町の条例だけでなく、上位法もクリアしなければならない区域になってきますよという理解で、白塗りの部分については開発行為等が発生すれば事業によって許認可も発生しますが、それ以外であれば町のこの条例が適用される部分であるということには変わりないと。本来、抑制区域も白塗りの区域も、この条例から見ると同じ区域であるという認識ではないのかなと思うんですが、その点についてはどうでしょう。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいまの山田委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の条例におきましては禁止区域、抑制区域ということで、区域設定のほうをさせていただいております。地図の中では、抑制区域、禁止区域に該当しないようなエリアも一部町内にあるということでございます。まず、禁

止区域というのは一番明瞭でございまして、この事業ができないよというふうな、言葉のとおり禁止をする区域でございまして。抑制区域なり、またこの資料に何も塗ってない区域におきまして、委員お述べのように、そういう地域であってもこの条例の対象にはなりませんので、1,000平米以上の事業、50キロワット以上の事業になりましたら、当然この条例の適用となりますので、条例上の手続というのをやっていただかなければならないということでございます。ただ、白いところと抑制区域の違いでございまして、これも今、委員お述べいただきましたように、今回、抑制区域の中では12の法律に基づく規制というのを当てはめております。ですので、この条例以上に、いわゆる上位法と呼ばれる法律の中で、当然それぞれの法律に基づく規制というのがかかっておりますので、その部分についてはちゃんと条例以外に、その法律の規制をクリアするような手続なり、対応というのを事業者としてもお願いをしたいと。そういう部分での抑制区域というふうな御理解を頂けたらというふうに思っております。ですので、抑制区域については、ありていの話なんですけども、この条例プラス、当然その土地に関わってるそれぞれの法律についても遵守をいただきたいというところでございます。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

遵守をいただきたい当然の話であって、その許可をクリアしなければ事業もできないということになってくると思うんですが、そういう意味でね、例えば私の想像の範囲の中ですけど、県にとってもですね、県は許認可を出すに当たって法律にのっとった手続をしなければならないと思うんですね。法律内以外の理由づけといいますか、そういうことで許可を出さないということは、行政手続に不服申立てをされると、県もなかなか大変な立場になってくると思う。でも、この条例があることによってですね、町の意向、平群町住民の意向というの、県もしっかりと加味されるといいますか、配慮されてですね、その辺を条件にですね、許認可について業者にクリアするようにという指導をしていただけたということになって、よりハードルも高くなっていくのではないかなと思うんですが、その点については、行政のほうからそうであるということもなかなか言いにくいのかなと思うんですが、私はそれが一定の抑止力になっていくと思いますので、そういう意味ではこの条例を、先ほど言いましたように評価したいということでございます。

それから、例えばですね、平群町の土砂条例等も、場合によっては埋め戻しと切盛土が発生すると関連してくる。これはもちろんの話なんですけども、例えば、

先ほど稲月委員のほうからも出ましたけども、目的外使用になる部分もある可能性もありますが、国の事業であります営農団地なんかでね、農地のままで耕作をしながらその上にですね、面積による許可を受けるということも含めてですね、確認として何の手続もかからない、農地のままでの埋め戻しも土地の形質の変更、区画形質の変更もしない。今の状態のままで、例えば太陽光パネルを設置する、それが許可基準以上であった場合、そのことについても検討されたと思うんです。今の状況であれば、農地のままであっても、この許可を受けなければならないのではないかなっていうふうに思うんですが、それはそれで間違いじゃないですか。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、おっしゃっていただいた営農団地というようなことで、一つ事例を出していただきましたが、いわゆる太陽光を設置するに当たって、もう既に土地の形質が農地とはいえ、できてるような状況の中で、そこにそんなに大きな形質変更を行わずに太陽光を置く場合のケースかなというふうに想定しております。それも農地であるというふうなところでございます。この条例を策定するとき、昨今、営農型の太陽光発電施設ということで、よく農地の上に屋根代わりといいますか、ハウスのほろ代わりに太陽光発電のパネルを載せられて、その下で例えば草木類とか、また麦とか米になるのかなと思うんですけど、そういった農作物を作られる、いわゆる営農型発電施設というのがございます。当初この条例を策定するときも、今回条例におきましては幾つかの適用事項を設けております。国や県がする事業であったりとか建物の屋根に載せる事業、また工場の敷地内に載せられるようなということで、三つの適用除外項目を載せております。今、委員おっしゃられたような営農型につきましても、当初そういったことで除外規定にすべきかなというふうな検討は正直、条例策定のときにはいたしました。ただ、農地を形成されるに当たって、その過程の中でどういうことがあるか、うちも把握できてないところもあるということで、農地だからといって、それを除外規定に入れることによって、何の手続も負わずに太陽光発電施設ができるというのはいかがなものやろうということもありましたんで、当然農地法の許可を取っていただくなり、一定の法律があるわけですので、それについても今回の条例適用ということで、一定条例としての縛りをかけていくというふうな考え方の中で、今回の条例制定については対応を考えたというところでございます。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

ありがとうございます。農地であってもですね、営農型の農地に太陽光を設置される事業も大分増えてきてますけども、農地であろうが、一定の規模以上は許可をしっかりと取ってくださいよという条例であってですね、そういう意味でも、しっかりとまず考えていただいた条例だということの評価したいと思います。質問は取りあえず結構です。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。委員さんでございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（馬本隆夫）

そしたら、委員外発言、山口議員を許可します。

○委員外議員（山口昌亮）

初日もちょっと聞いた内容で確認しますが、一つは、先ほどパブリックコメントに対して、当局のほうから説明がありました。その中の一つで、(7)番目の設置許可の基準等の原則として、現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限であることが明らかであること、こういう条件をつけるべきだというのに対して回答されてるわけですけどもね、上位法で云々という回答をされてるんですが、林野庁が近年、太陽光発電施設の設置が増えてきた中で、これはちょうど平群町の今、櫛原でやってる事業が許可された後になるんですけども、令和元年12月24日付で林野庁長官名でですね、各都道府県知事宛てに、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則についてという通知を出してるんです。その最初にね、この太陽光の開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則と、こう書いてある。これは基本的には盛土、切土をせずに自然地形に合わせてやるのが原則ですよ。だから、やる場合でも最小限の切土、盛土にしないみたいな、こう書いてあるわけです。もちろんそれと違うところについては、いろいろ規制をかけてるんですけども、基本はそれだという通知をわざわざ林野庁がしてる。だから、住宅開発はもう全然違うわけですから、そこんところはね、今回は別にしても、これはね、今後条例の中で、規則でもいいですけども、基本的にやっぱりこういうことは原則としてこうなんだというのをね、町の条

例、また規則の中でも、私ははっきりさせるべきだというふうに思うんです。

林野庁のこの見解については当然御存じだと思うんですが、その点どうですか。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいまの山口議員の質問でございます。

林野庁のほうからそういうふうな事務通達が出てるところでございます。林野庁のほうからそういった通達が都道府県宛てに出るということでございますので、林地開発等の許認可権については今回の太陽光でも同じでございますが、都道府県が認可官庁として判断すべきことやというふうにまずは理解しております。条例全体の立てつけという部分でございますねんけども、基本的には12の抑制区域、法律に基づく区域を入れております。市町村の条例で上位法であったりとか、上位法の規定を上乗せするような条例制定というのはなかなかできないようなところもありますので、今おっしゃっていただきました林野庁の指導につきましては、もう少し中身も精査をさせていただいた上で、今後そういった対象となるような開発行為が出たときには留意しながら対応してまいるというのが、抑制を目的としたこの条例の趣旨であろうというふうに思っておりますので、そのような対応ということで考えております。

○委員長（馬本隆夫）

山口議員。

○委員外議員（山口昌亮）

もちろんそう、ほんで、さっきから対応でこういうふうにするとかいうことをおっしゃってるんですけどもね、そういうのは条例の条文でなくても、規則の中にですね、だって人が変わるわけですから、担当者も変わるわけですから、先ほど稲月委員に対する答弁でもあって、それはこういうことで留意するみたいなことがあったのは、きちっと分かるようにしといてもらわないと、その場だけの話になってしまってますね、次の人、担当者が変わった場合どう解釈するか、また変わってきますんで、その解釈が同じになるように規則のほうです、何らかの形で残していくというふうにしていただきたい。今の点は、ぜひ今の答弁の内容でよろしく進めていただきたいと思います。

それともう1点ね、先ほど山田委員からもありましたけども、抑制区域と禁止、抑制以外の何もない区域の違いが、これは初日のときも質問しました。今回16番に対する町の回答の真ん中より下、もし事業者が無許可で事業を実施した場合には、発見次第、本条例による是正指導を行うことになりまして。これは別に抑制地域以外でも当然そうなるわけでね、それをわざわざ書いて何

か違うようなことをするというのは、ちょっと違うでしょうと。ほんで、もちろん他の法令の規制もあるからそれを抑制区域にしてるんだと、そっちのほうの法律とか県の条例とかいろいろですね、そういうもんでできるんだみたいなことをおっしゃってるけれども、そもそもこの条例はそれとは全く違った意味での規制する条例ですから、今回はもうこれ以上言いませんけど、そこはちょっとね、せっかく抑制区域をつくるんだったら、厳しきの基準をやっぴり変えるべきですよ、基本的に。そうでないと、はっきり言って意味がないです。だから、それは一緒の答弁になるから、もう答弁は要りませんがね、今後はちょっと考えてくださいね、きちっと。そこはね、ある程度、僕は肝になると思うんです。あと、その二つが私は一番大事やというふうに思ってますので、あと水質検査とか何とか、初日に言ったような問題、また先月の全員協議会で言ったような問題についてはですね、さっき言ったように、規則の中でやっぴり担当者が分かるような形できちっと残していただきたいという、その2点をお願いしておきます。ただ、今言った抑制地域とそれ以外について、もうちょっと色分けをきちっとするかどうか、その点だけ答弁してください。

○委員長（馬本隆夫）

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

抑制区域以外の区域というところで、色分けでございますが、基本的には地図の中での話になってしまうんですけども、ほとんどが禁止区域並びに抑制区域の場合、抑制区域というふうになってございます。中で残っております抑制区域に当たらないところっていうのを、ざっと眺める中での対応、判断になるかなと思うんですけども、基本的に今後、残された白抜きの区域の中で、今回のように大規模な太陽光発電の設置というのが現実的なのかどうかっていうところで、まず考えておるところでございますが、その中では現時点では、今の抑制区域にも禁止区域にも該当しないところで大規模な太陽光発電というような土地利用というのは、ちょっとあまりにも現実的ではないのかなというふうな判断は当然持っております。これは確定ではないですけども、今後のことなので分からないんですけども、そういった意味で、今の現時点での抑制区域と禁止区域並びにそれ以外の区域の区分につきましては、現条例の中での規定ということで対応のほうをさせていただきたいと考えております。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（馬本隆夫）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（馬本隆夫）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより請願第2号について採決を行います。本案は原案のとおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（馬本隆夫）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。

以上、当委員会に付託を受けました議案の審査は全てこれで終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願い申し上げます。町長。

○町長

総務建設委員会の委員の皆様には、慎重審査いただき、そしてまた可決いただきありがとうございます。本会議におきましても可決いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（馬本隆夫）

皆さん、審査いただきまして本当にありがとうございます。

本日の総務建設委員会はこれをもって閉会いたします。御苦労さんでした。

（ブー）

閉 会 （午前11時13分）